

JILPT 資料シリーズ

No.48 2008年8月

新訂 職業名索引



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

新訂 職業名索引

ま え が き

職業は経済社会の移り変わりにともなって変化する。その変化の止まない職業をある一時点でとらえて職業の視点から社会の断面を描いたものが職業分類である。断面図の素描画が職業分類であるとするれば、その細密画は職業名索引であるといえる。言い替えると職業構成図の画像をパソコンのモニター上に表示するとき、粗いピクセル（画素）で表示したものが職業分類、細かなピクセルで表示したものが職業名索引にあたる。

職業分類・職業名索引は作成した時点から陳腐化が進行する。社会は変転極まりないが、職業分類・職業名索引は定点観測の記録であるからである。したがって職業名索引に対する、「収録職業が古い」、「求人・求職の申込みの多い職種であっても採録されていないものがある」などのハローワーク職員の声は当然首肯できるものである。職業名索引の利用者の期待に応えるためには常に職業名の見直しを行って、新しい職業名の収集だけではなく、古くなったものの整理を不断に行うことが求められる。

ハローワークで現在使われている職業名索引は平成 11 年版である。既に 10 年近くの年月が経っている。その間に生まれた新しい職業名が採録されていないだけでなく、これまで古い職業名の整理が行われてこなかったことから、昭和 28 年の職業辞典に収録された職業やそれ以降の索引改訂時に収集した古い職業名が依然として残っている。これが職業名索引を古いと感じさせる要因のひとつになっていることは否めない。

今回の見直し作業では、初めて古い職業名の整理を行った。平成 11 年版索引に収録されているすべての職業名についてその仕事内容を確認したうえで再録するかどうかの判断を行っている。古いものを整理する一方、現在、一般に広く使われ、かつ定着していると考えられる新しい職業名を積極的に採録した。その結果、旧版と比べると収録数は 28300 から 18600 に減ったが、旧版には載っていない 1100 の職業名を新たに採録した。

本索引が職業紹介業務の推進に多少なりとも貢献することができれば幸いである。また、行政職員のみならず職業分類に関心を抱いている方々の参考になることがあれば望外の喜びである。なお、本索引の不備な点に対する利用者からの懇篤な叱正を衷心から仰望する。

2008 年 8 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

編集担当者

にしざわ
西澤

ひろし
弘

労働政策研究・研修機構主任研究員

編集協力者（五十音順）

- 石井和広 労働政策研究・研修機構調査解析部主任調査員補佐（2008年4月から）
- 岩脇千裕 労働政策研究・研修機構キャリアガイダンス部門研究員（2008年3月まで）
- 遠藤 彰 労働政策研究・研修機構調査解析部主任調査員補佐（2008年4月から）
- 久保村達也 労働政策研究・研修機構キャリアガイダンス部門研究員（2008年3月まで）
現・厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室中央職業指導官
- 横田裕子 労働政策研究・研修機構キャリアガイダンス部門主任研究員（2008年3月まで）
現・雇用能力開発機構 職業能力開発総合大学校 国際協力部国際協力調査役

目 次

凡例	1
漢字・平仮名職業名五十音別索引表	13
片仮名職業名五十音別索引表	155
ローマ字大文字略語職業名アルファベット順索引表	205
職業分類番号別索引表	209
職業分類表	381

凡 例

1 編集方針

- (1) この索引は、公共職業安定機関の職業紹介業務における利用を主眼において職業名を編纂したものである。求人・求職の職種を『労働省編職業分類』（平成 11 年版）の分類項目に対応させる際の参考資料として、また各分類項目に含まれる職務の範囲を明らかにするための資料として作成した。収録した職業名は 18,600 種あまりである。
- (2) 職業名の収集にあたっては、広範な情報源から採録することに意を用いた。「平成 11 年版職業名索引」に収録された職業はもとより、独立行政法人 統計センターの作成した「平成 17 年国勢調査職業分類索引」に収録された職業、キャリアマトリックスに掲載された職業、民間事業所の公開求人職種、インターネット上の各種職種辞典に掲載された職種、労働政策研究・研修機構の調査を通じて把握された職業などを広く収集した。
- (3) 収集した職業名は、その仕事内容を確認したうえで整理した。その際には、①職業紹介業務の遂行に資する職業名であるか、②現在使用されている名称であるか、③職業分類表に設定された分類項目の職務範囲を表す職業として適切であるか、という視点を重視した。
- (4) 利用の便を考慮して 4 種類の索引表を作成した。職業名の表記の違いによる 3 種類の索引表と職業分類番号別の索引表である。各職業名は、その先頭の文字表記の違いによって漢字・平仮名職業名の五十音別索引表、片仮名職業名の五十音別索引表、ローマ字大文字略語職業名のアルファベット順索引表のいずれかに掲載した。
- (5) 索引表には次の 4 種類の職業名を収録している。
 - ①小分類レベルの職業名
労働省編職業分類の小分類項目名には数字 3 桁プラス「00」（ゼロゼロ）の分類番号を付けた。
 - ②代表職業名（集約・特掲項目）
代表職業名は、職業安定法第 15 条に明記された標準職業名に準じるものである。これらの職業名には数字 5 桁の分類番号が付けられている。
 - ③普通職業名
普通職業名は、代表職業名と同一の職務を持つが名称の異なるもの、あるいはその職務範囲内にある職業である。これらの職業は集約・特掲項目と同一あるいはその下位に位置づけられる職業であることから代表職業名と同じ分類番号を付けた。

④小分類項目と職務を共有する職業名又は複数の集約項目に該当する職業名

これらの職業名には、数字3桁プラス「××」の分類番号を付けた。

これら4種類の職業名に付与した職業分類番号のうち先頭の3桁数字は労働省編職業分類表に設定された小分類項目の分類番号と同一である。また、ハイフンの次の2桁数字は当該小分類項目の集約・特掲項目に付与された分類番号である。五十音別索引表及び職業分類番号別索引表では、小分類項目名及び代表職業名を太字で表示した。

- (6) 各職業名に付与した職業分類番号は、平成11年版の労働省編職業分類表に設定された分類項目の分類番号を基準にしているが、平成11年以降の各種の制度改革等により項目自体が適切でなくなったものがあるため、必要に応じて分類表の項目を廃止又は項目名を修正した。
- (7) 従来、職業名索引の作成にあたっては、利用者の検索の便を考慮して同じ職業であっても必要に応じて記述の異なるものを積極的に収録してきた。これは索引を提供する媒体が印刷物であることを前提にした工夫であった。しかし、現在、職業名は総合的雇用情報システムを通じて検索することができるため、ある特定の言葉が職業名の先頭にあると、語尾にあると、その言葉を含む職業名であれば一瞬にして画面上に表示させることができる。このためひとつの職業名を書き方のうえで工夫して複数の職業名にするという方針は踏襲せず、同じ職業であれば可能な限りひとつの名称に集約した。
- (8) 代表職業名によって表される仕事の広がりや深さを明らかにするためのひとつの方法は、当該代表職業名のもとに位置づけられる普通職業名の内容を豊かにすることである。この点については、従来、同じ職務内容であっても名称の異なるものを収録して職業名の多様性を重視するアプローチがとられてきた。しかし、職業名の電子化によってこのアプローチの重要性は低下している。逆に重要性がいっそう増しているのは、代表職業名に含まれるさまざまな課業に対応した各種の普通職業名を広く収集することである。異なる、あるいは一部の課業が重複する普通職業名を意識的に収集することが求められているといえる。今回の見直し作業では、このアプローチを意識して普通職業名の編集を行っているが、現実には代表職業名に含まれる職務の広がりや深さに対応した普通職業名を遺漏なく収集するのは容易なことではない。このため収集した職業名の中で当該代表職業に含まれる職務として代表的なものを採録するように努めた。

2 職業名の整理

(1) 整理の過程

各種の情報源から収集した職業名の総数は 59,683 である（表 1 参照）。このうち平成 11 年版職業名索引に収録されている職業以外のものには、職業分類番号が付けられていないだけでなく、平成 11 年版索引の収録職業と名称が類似しているものがあつたり、あるいは表記が不揃いであつたりするため、その整理を 2 段階に分けて実施した。まず、第 1 段階の整理では、職業分類番号の付与が中心になった。収集した職業名が平成 11 年版職業分類表に設定された分類項目のどれに該当するのかを判断し、その項目の分類番号を当該職業名の分類番号とした。この過程で平成 11 年版職業名索引に収録された職業名と収集した職業名の異同の判断が行われた。当該職業名が既に職業名索引に収録されている職業名と同一あるいは類似度が高い場合には、当該職業名を削除した。このようにして職業名索引に収録されていない職業名のリストを作成し、これと平成 11 年版索引の収録職業をあわせて職業名の基本台帳とした。これに収録されている職業名は全体で 28,235 件である（表 2 参照）。

表 1 職業名の情報源と収集した職業名の数

	職業数
平成 11 年版職業名索引	28,349
平成 17 年国勢調査職業分類索引	28,375
キャリアマトリックスの収録職業	506
企業のホームページに掲載された求人職種* ¹	2,375
インターネット上の各種の職種辞典に掲載された職種* ²	52
JILPT の調査を通じて収集した職業* ³	26
計	59,683

- (注)
1. 企業のホームページに公開されている求人職種を収集して表示するインターネットサイトを利用した。収集対象の職種名は、平成 11 年版職業名索引に収録されていないものである。
 2. 15 種類の職種辞典に掲載されている職種名のうち平成 11 年版職業名索引に収録されていないものを収集した。
 3. 『ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査報告』（JILPT 資料シリーズ No.31）に記載されている新たな職業名を収集した。

第 2 段階の整理は、基本台帳に収録されている職業を対象にして実施した。この整理にあたっては、次の 3 点を基本にした。

① 職業紹介業務の遂行に資する職業名であるかどうか

職業紹介業務における求人・求職は雇用を前提にしている。したがって主として雇用に係る職業名であるかどうかを重視した。

②現実に使用されている職業名であるかどうか

職業名は経済社会の変遷にともなって変化する。したがって雇用に係る職業名であって、かつ実際に使用されているものであるかどうかを重視した。

③代表職業名の職務範囲を示す職業として適当であるかどうか

代表職業名はカテゴリー名称である。職務範囲の狭いカテゴリーもあれば、広いものもある。各々のカテゴリーに含まれる職業として適切であるかどうかを重視した。

この整理の過程で表記の統一（語尾人称の統一、漢字・平仮名表記の統一など）や必要な場合には名称の修正も行った。整理後の職業名は総数 18,580 である（表 3 参照）。このうち平成 11 年版索引に収録されていたものは 17,318 件である。更に 17,318 件の内訳をみると、平成 11 年版索引の職業名・分類番号と同一のものが 15,299 件、名称を修正したものが 1,614 件、分類番号を変更したものが 405 件である。この結果、平成 11 年版索引に収録されている職業名のうち約半数（54%）は、今回の新訂版にもそのまま引き継がれることになった。一方、今回新たに採録した職業名は 1,124 件（小分類項目を除く）である。

表 2 基本台帳に収録された職業名の数

	職業数
平成 11 年版職業名索引の職業	27,004
平成 17 年国勢調査職業分類索引の職業	847
キャリアマトリックスの収録職業	116
企業の公開求人職種	196
インターネット職種辞典の職種	39
JILPT 調査等	33
計	28,235

表 3 基本台帳整理後の職業名の数

	職業数
平成 11 年版職業名索引の職業	17,318
平成 17 年国勢調査職業分類索引の職業	683
キャリアマトリックスの収録職業	96
企業の公開求人職種	187
インターネット職種辞典の職種	39
JILPT 調査等	119
その他（小分類項目）	138
計	18,580

(2) 整理の基準

第2段階の整理にあたって適用した基準は大枠では上述の3点であるが、個別職業名の検討に際しては次のような具体的な基準を設けて採録の可否等を判断した。

イ. 位置づけの不明確な職業の格付け

(イ) 見習

見習は、見習対象の職業に従事するためのOJTを受けていると解釈して見習対象職業と同一項目に位置づけることを原則とした。具体的には次の3通りの方法で位置づけた。

- ①見習コード(-98)が設定されているときには当該項目に位置づける。
- ②見習コードが設定されていないときには、見習対象職業と同じ項目に位置づける。
- ③国家資格による名称・職務独占型の職業における見習は、見習対象職業が含まれる中分類項目の中の雑多項目に位置づける。

(ロ) 助手・補助

助手・補助者は、その対象職業に従事する者が遂行する職務の一部を果たすと考えられるので、原則として対象職業と同じ項目に位置づけた。具体的な位置づけの方法は次の4通りである。

a. 国家資格による名称・職務独占型の職業の助手・補助

- ①当該職業が位置づけられている小分類項目の中の雑多項目に位置づける。
- ②上の①が設定されていないときには、当該職業が位置づけられている中分類項目のなかの雑多項目に位置づける。

b. 助手・補助の項目が設定されている場合には、そこに位置づける。

例) 高専・大学教員、写真家、一般事務員の助手・補助者

c. 研究者・教育の職業の実習助手は、その仕事内容に即して位置づける。

d. それ以外の職業の助手・補助は、助手・補助の対象職業と同じ項目に位置づける。 ただし、助手・補助の仕事が複数の代表職業名に関係するときには助手・補助の対象職業と同じ小分類項目の中の雑多項目に位置づける。

ロ. 不適切な職業名

人夫、土工、女中など不適切と考えられる名称は、現在一般に使われている名称に変更し、そのうえで採録の可否を判断した。

ハ. 職業名の後の括弧書き

職業名に括弧書きを付加するのは主に次のふたつのケースである。

- (イ)「索引」の中に同一職業名のものが複数あり、それぞれの職業の所属する分野を明示する必要があるとき
- (ロ)「索引」には他に同名の職業名は採録されていないが、当該職業の範囲を限定しないと利用者が誤解するおそれがあると考えられるとき

括弧書きを付加するかどうかの判断は、職業名ごとに行った。

ニ. 類似職業名

類似度が極めて高い職業名が複数ある場合、適切だと考えられるものを残した。職業名の中心となる文字列が同じならば、削除する職業名があっても検索で該当する職業名がないという問題が起こる可能性は小さいからである

ホ. 中黒（・）の使用

中黒を使用するのは、次の場合である。

(イ) 職業を併記するとき、あるいは取り扱うものを併記するとき

例) 検収・検品係員、書籍・文房具販売店員

この場合には次のように対応した。

a. 代表職業名が複数の職業で構成されている場合には、それを構成する個々の職業を普通職業名として残す。

b. 普通職業名が複数の職業で構成されている場合には、それを構成する個々の職業を残し、中黒付きの職業名を削除した。

(ロ) 外来語の片仮名職業名を視覚的にわかりやすくするとき

例) コー・パイロット

同一の職業であって中黒を使用しているものと使用していないものがある場合、中黒を使用した職業名を残した。

例) 婦人・子供服縫製工、婦人子供服縫製工 → 前者を残す

ハ. 略称

略称で表記されているものとそうではないものの両者がある場合、略称表記の職業名を削除した。

例) 短大教員、短期大学教員 → 後者を残す

ト. 表記

表記の原則は以下の3に詳述する。

3 職業名の表記

職業名を記述する際に原則として採用したものは以下のとおりである。

(1) 漢字表記

イ. 常用漢字を使用した職業名であるが、特別な読み方をする場合には、括弧書きでその漢字の読みを記した。

例) 河豚（ふぐ）調理師

ロ. 常用漢字であっても通常の音訓以外の読み方をするものは残した。

例) はけ製造工、刷毛製造工

- ハ. 職業名が旧漢字、常用漢字、平仮名で記述されているときには、統一することはせず、旧漢字に括弧書きでふりがなを付けて、3者とも採録した。

例) 汽かん士、汽缶士、汽罐（かん）士

- ニ. 同一職業であって漢字表記が異なる場合、どちらも一般的に使われているときには両者とも残した。

例) 巻上機運転工、巻揚機組立工

(2) 漢字・平仮名表記

- イ. 同じものが漢字で表記されている場合と平仮名で表記されている場合

①当該漢字が常用漢字であれば、漢字職業名を残す。

②当該漢字が常用漢字以外の漢字のときには、原則として漢字のあとに括弧書きでふりがなを付けた。

例) ちりめん織布工、縮緬（ちりめん）紋彫工

- ロ. 代表職業名が平仮名表記、普通職業名が漢字表記のときには、両方とも残した。当該普通職業名が常用漢字以外の漢字を用いている場合には、その漢字の読み方を省略した。

例) きゅう師、灸師：い草、藺草

- ハ. 漢字表記は、旧漢字のものも残した。旧漢字を使う場合には、漢字のあとに括弧書きでふりがなを付けた。

例) 製缶、汽罐（かん）

(3) 漢字・片仮名表記

同じものが漢字で表記されている場合と片仮名で表記されている場合がある。

- イ. 代表職業名が漢字表記のときには、当該代表名のもとの普通職業名は漢字表記を原則とした。

例) 漫画／マンガ

- ロ. 代表職業名が片仮名表記のときには、当該代表名のもとの普通職業名は片仮名表記を原則とした。

例) 眼鏡／メガネ

(4) ローマ字大文字略語の表記

ローマ字大文字だけで構成されている職業名は、文字の間にピリオドや中黒を付けない。

例) M.C（ラジオ・テレビ司会者） → MC（ラジオ・テレビ司会者）

A・D（アシスタントディレクター） → AD（アシスタントディレクター）

(5) 外来語の片仮名表記

イ. 片仮名名称に対応する一般的な漢字職業名がある場合には括弧書きで付加した。

例) スクールカウンセラー (学校臨床心理士)

ロ. 片仮名表記が異なるときには、一般的な記述法に倣った。

例) パフューマー、パヒューマー → 前者を残した

ハ. 中黒

片仮名の表記が長い場合には、言葉の句切りに中黒を使用しているものもあるが、使用していないものもある。原則として中黒は使用しないこととするが、区切りがわかりにくいときには、中黒を使用した。

例) カントリーエレベータオペレータ、マルチメディア・デザイナー

ニ. 長音 (ー)

(イ) 原則として長音は「ー」で表記するが、長音を省略することが一般的な場合にはそれに従った。

(ロ) 外来語の音に近い表記あるいは一般的な記述法に倣った。

例) カラーリスト、カラリスト → 前者を残した

ホ. 破裂音

破裂音を表記しているものと表記していないものがある場合、表記しているほうを残した。

例) ボディー、ボデー → 前者を残した

(5) 類似の人称名詞

職業名の語尾が次の人称名詞で終わるときには、以下の3つの方法で処理した。

例) ～者／～人、～員／～者、～員／～人、～士／～者、～工／～人、～工／～職
～係／～掛、～員／～工、～工／～師、～作業員／～人、～係員／～係など

①類似職業名の一方が代表職業名のときには、代表職業名を残し、他方を削除する。

②類似職業名がいずれも代表職業名でないときには、当該小分類における職業名の一般的な記述に従う。

例) 当該小分類の職業名が「～工」に統一されていれば、「～工」を残す。

③上の②の判断が難しいときには、平成11年版索引の職業名を残す。

(6) 送り仮名

イ. 送り仮名は、意味が不明確にならない範囲で省略した。

例) 絵の具製造工、絵具製造工 → 後者を残す(「の」がなくても「えのぐ」と読める)

例) 火造りプレス工、火造プレス工 → 前者を残す(「り」がないと、利用者によっては「ひづくり」と読まない可能性もある)

ロ. 送り仮名の表記が一般的なときにはそれに従った。

例) 貼合わせ工、貼合工 → 前者を残した

(7) 同音同義語

同じ職業であって、名称の一部に異なる漢字が使われている場合には、意味を考えて適切なほうを選択した。しかし、その判断が難しいときには、平成 11 年版索引の職業名を残した。

例) 成形／成型

(8) 同義語・類似語

漢字の表記は異なるが、同じ意味の場合には、平成 11 年版索引に収録されている職業名を残した。

例) 製造工/製作工

4 代表職業名の変更

代表職業名の変更にともない職業定義の修正、普通職業名の修正・削除・移動を行った。

(1) 法改正にともなう変更

① 農業改良普及員

2004 年の農業改良助長法の改正にともなって農業改良普及員と専門技術員の資格が廃止され、両者を統合した資格である農業普及指導員の試験が 2005 年から実施されている。これにともない農業改良普及員の項目を廃止し、農業普及指導員を 021-××に追加した。

021-21 農業改良普及員 → 廃止

② 保健婦、助産婦、看護婦

保健婦助産婦看護婦法は、2001 年の改正で保健師助産師看護師法となった。これにともない代表職業名を以下のとおり修正した。また、普通職業名もすべて「～師」に修正した。

091 保健婦・保健士	→	保健師
091-10 保健婦・保健士	→	保健師
092 助産婦	→	助産師
092-10 助産婦	→	助産師
093 看護婦・看護士	→	看護師・准看護師
093-10 看護婦(士)	→	看護師
093-20 准看護婦(士)	→	准看護師

③助教授

高等教育機関における教授に次ぐ教員の職階は助教授であったが、2005年の学校教育法の改正によって助教授に代わり新たに准教授の職階が設けられた。これにともない普通職業名の「～助教授」を「～准教授」に修正するとともに、以下のとおり代表職業名を変更した。

156-13 大学助教授 → 大学准教授

④輸出品検査員

1997年に輸出検査法が廃止されたことから、輸出品検査員の項目を監督的専門公務員のもとに位置づけておくことは適切ではなくなり、項目を廃止した。

204-15 輸出品検査員 → 廃止（代表職業名のみ 209-99 に移動した）

⑤助役、出納長、収入役

2006年の地方自治法の改正によって地方自治団体における助役・出納長・収入役の役職は廃止された。同法では助役に代わり副市町村長が新たに設置され、出納長・収入役と同等の職務権限を持つ者として会計管理者が置かれることになった（会計管理者は特別職ではなく、一般職の職員の中から副市町村長が指名することとされている）。これにともない代表職業名を以下のとおり修正し、213-20に新たに会計管理者（地方公共団体）を追加した。

213-12 副知事・助役 → 副知事・副市町村長

213-13 出納長・収入役 → 廃止

⑥理美容師の見習

2002年の理容師法及び美容師法の改正によって実務実習（インターン）制度が廃止された。新たに補助業務従事者の制度が導入されたが、理美容の本質的作業への従事は禁止されている。これにともない見習の項目を廃止し、399-99に新たに理美容師補助を追加した。

351-98 理容師見習 → 廃止

352-98 美容師見習 → 廃止

⑦石綿製品製造工

石綿製品の製造は、2006年の労働安全衛生法の改正によって全面的に禁止されている。ただし、代替品が確立していない特定分野の部材については、代替技術が確立されるまでの間、製造が認められている。このため石綿製品製造工を代表職業名として維持することは適切ではなくなり、項目を廃止した。

549-20 石綿製品製造工 → 廃止（代表職業名のみ 549-99 に移動した）

(2) 特殊法人改革にともなう変更

2001年の特殊法人等整理合理化計画の実施にともなって多くの独立行政法人が設立され

た。このため代表職業名を以下のとおり修正した。

222 特殊法人の役員	→	独立行政法人・特殊法人の役員
222-10 公団・事業団等の役員	→	独立行政法人の役員
222-20 特殊会社の役員	→	特殊法人の役員
232 特殊法人の管理職員	→	独立行政法人・特殊法人の管理職員
232-10 公団・事業団等の管理職員	→	独立行政法人の管理職員
232-20 特殊会社の管理職員	→	特殊法人の管理職員

(3) サービス・採掘の職業に係る代表職業名の変更

①赤帽

現在、鉄道駅に常駐する赤帽は存在しない。このため代表職業名を以下のとおり修正した。

399-10 赤帽・ポーター	→	ポーター
----------------	---	------

②炭鉱関連の職業

現在、坑道掘で石炭を採掘している会社は1社のみであり、その生産量も小規模である。したがって炭鉱関連の職業を代表職業名として維持することは適当ではなく、代表職業名を以下のとおり修正した。

751-11 採炭員	→	廃止（普通職業名は751-10に移動）
759-30 選鉱員、選炭員	→	選鉱員
759-31 選鉱員	→	廃止（普通職業名は759-30に移動）
759-32 選炭員	→	廃止（普通職業名は759-30に移動）

5 職業名の配列

職業名は、先頭の文字が漢字・平仮名・片仮名・ローマ字のいずれであるかによって異なる索引表に掲載されている。先頭の文字が漢字あるいは平仮名で始まる職業名は漢字・平仮名職業名索引表に、片仮名・ローマ字で始まる職業名は、それぞれ片仮名職業名索引表、ローマ字大文字略語職業名索引表に収録されている。漢字・平仮名職業名索引表と片仮名職業名索引表の職業名は五十音順に、ローマ字大文字略語職業名索引表の職業名はアルファベット順にそれぞれ配列されている。五十音別の配列にあたっては次の3点を原則とした。

①清音、濁音、半濁音の順に配列する。

②促音、拗音を先に配置し、その後に直音の職業名を配列する。

③外来語の片仮名職業名の長音符（ー）は、直前の片仮名の母音を繰り返すものとみなして、その母音と同じ扱いにする。

6 その他

(1) 常用漢字以外の漢字の使用

- イ. 常用漢字以外の漢字を使っている場合には括弧書きでふりがなを付けることを原則としているが、一般的に使われている漢字であっても常用漢字表に掲載されていないものがあるため、読み方が特に難しいと思われる漢字だけにふりがなを振った。
- ロ. 常用漢字以外の漢字であって、同一漢字の出現回数が多いと、括弧書きのふりがなが冗長になるので、索引表では、当該漢字が初めて出てきたときにのみふりがなを振ることとした。同じ漢字が2回目以降に現れたときにはふりがなを省略した。

(2) 代表職業名と普通職業名

求人・求職の職種に5桁の分類番号を付与するとき、該当する小分類項目は比較的容易に判断できるものの、複数の集約項目に対応したりして適切な分類番号を確定することが難しいことがある。そのような職種を位置づけるために数字3桁プラス「××」の分類コードが便宜上設定されている。このコードには、小分類項目と同一の職業名、小分類項目と同一の職務を持つが名称の異なるもの、複数の代表職業名に関係するものが混在している。索引表の使い勝手を高めるため、この分類コードの付与された職業名の中から小分類項目名を削除し、新たに数字3桁プラス「00」（ゼロゼロ）の分類番号を付して小分類項目名を採録した。

(3) 収録対象外の職業名

漢字・平仮名職業名索引表と片仮名職業名索引表には、小分類項目名（数字3桁プラス「00」の分類番号が付されているもの）が収録されているが、以下の項目に該当する小分類項目名は採録の対象にしなかった。収録した小分類項目は、379項目のうち138項目である。

①小分類レベルの雑多項目

項目名（「他に分類されない～」及び「その他の～」）の故に収録する意義が乏しい。

②細分類レベルに設定されている項目が1項目だけのもの

細分類レベルの代表職業名は小分類項目名と同一である。

③カンマ区切り（、）で職業名が併記された項目

それぞれの職業名は細分類レベルの代表職業名になっている。

④中黒（・）で職業名の一部が併記された項目

それぞれの職業名が細分類レベルの代表職業名になっているものは収録対象から外した。

小分類レベルの雑多項目と同様に細分類レベルの雑多項目（項目名は「他に分類されない～」又は「その他の～」）も採録の対象外である。